

## 市町における「量の見込み」のとりまとめ結果について

### 1. 量の見込みの算出方法について

国が作成した「『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、全国共通の項目について「量の見込み」を算出します。

#### (1) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業	
教育・保育	1号認定（幼稚園・認定こども園）
	2号認定（共働き・幼稚園利用）
	2号認定（保育所・認定こども園）
	3号認定 （保育所・認定こども園・地域型保育給付）
地域子ども・ 子育て支援事業	延長保育事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業（ショートステイ）
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	病児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業
	利用者支援事業 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みを勘案して設定。
	乳児家庭全戸訪問事業（推計）
	養育支援訪問事業（推計）
	妊婦健康診査（推計）

#### (2) 「量の見込み」の算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数} \times \text{潜在的家庭類型割合} \times \text{利用意向率}$$

##### 推計児童数

平成27年度～31年度の年齢区分ごとの児童数を住民基本台帳人口から推計。

##### 潜在的家庭類型割合

調査結果（父母の有無、就労状況）から分類した家庭類型に就労意向を反映させ、潜在的な家庭類型の割合を算出。

##### 利用意向率

事業ごとに利用したいと回答した者の割合を算出。

## 2. 手引きに基づき算定した「量の見込み」と教育・保育等の現在の利用実態とのかい離について

ニーズ調査を集計した結果として得られた特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の必要量と利用実態をふまえた現場の感覚とにかい離が生じている場合があります。

国は、この場合、両者にかい離が生じた原因を分析し、市町子ども・子育て会議における議論を経て補正することは可能との見解( )を示しています。

平成26年4月17日開催地方自治体向け説明会資料2-3(「手引き」に関する主な質問と回答について)

## 3. 「量の見込み」の設定にあたっての補正について

市町における主な補正内容、考え方は別紙のとおりです。

## 4. 「量の見込み」のとりまとめ結果について

市町における「量の見込み」のとりまとめ結果は、資料4-2のとおりです。

### ポイント

#### <教育・保育>

##### ○教育ニーズ

1号認定子ども【3～5歳】+2号認定子ども(教育ニーズ)【3～5歳】

- ・量の見込みは、平成27年度にピークをむかえ、以後、平成31年度まで減少していきます。

##### ○保育ニーズ

2号認定子ども(保育ニーズ)【3～5歳】+3号認定子ども【0～2歳】

- ・量の見込みは、平成27年度にピークをむかえ、以後、平成31年度まで減少していきます。

#### <地域子ども・子育て支援事業>

○以下の事業を除いて、量の見込みは、平成27年度にピークをむかえます。

- ・放課後児童健全育成事業(高学年)：平成28年度
- ・地域子育て支援拠点事業：平成28年度
- ・利用者支援事業：平成28年度～平成31年度
- ・養育支援訪問事業：平成30年度～平成31年度